

国民健康保険税課税限度額・軽減判定基準額・旧被扶養者軽減を見直します

7月中旬に「令和元年度国民健康保険税納税通知書」を国民健康保険加入世帯の世帯主に送付します。なお、国民健康保険税（以下「国保税」）は「世帯主課税」となっていますので、世帯主がほかの保険に入っている場合でも、世帯主への送付となります。

令和元年度の国保税の税率は据え置きましたが、国の法令改正により医療給付分の課税限度額および軽減判定基準額が次のとおり改正されました。（表中および注釈の「被保険者」とは「国民健康保険被保険者」のことを指します）

●令和元年度の国保税の税率等（年額）：

項目	医療給付分 (被保険者全員)	後期高齢者支援金等分 (被保険者全員)	介護納付金分 (40歳から64歳までの被保険者)
所得割額 (平成30年中の所得金額-33万円)×税率	7.90%	2.20%	1.85%
資産割額 (当年度の土地・家屋の固定資産税額)×税率	15.40%	8.90%	7.50%
均等割額 (被保険者1人あたり)	34,000円	8,000円	10,600円
平等割額 (1世帯あたり)	16,000円	7,300円	6,200円
課税限度額	(旧)⇒(新) 58万円⇒61万円	19万円	16万円

●令和元年度の国保税の軽減判定基準額：

前年の所得が一定基準以下の場合に、均等割額と平等割額が軽減される制度です。

軽減割合 (均等割額および 平等割額の軽減)	軽減判定所得 ^{*1}	
	改正前	改正後
7割軽減	330,000円以下の世帯	330,000円以下の世帯
5割軽減	330,000円+275,000円×(被保険者数+ 特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯	330,000円+280,000円×(被保険者数+ 特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯
2割軽減	330,000円+500,000円×(被保険者数+ 特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯	330,000円+510,000円×(被保険者数+ 特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯

※1 軽減判定所得…世帯主と被保険者および特定同一世帯所属者の前年所得の合計額(譲渡所得等に係る特別控除および事業専従者控除の適用前の合計額)

※2 特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方

●旧被扶養者の国保税均等割額および平等割額の軽減：

旧被扶養者^{*3}の国保税の均等割額および平等割額の軽減について、今までは加入期間にかかわらず、5割軽減が適用されていましたが、今年度からは、加入後2年間、5割軽減が適用されます。所得割額および資産割額については引き続き負担はありません。これまでは国の予算措置による特例で、期間が設けられていませんでしたが、制度の持続性を高め、世代間の負担の公平を図る観点から2年間の期間に見直されました。ご理解をお願いします。

※3 社会保険の被保険者が75歳に到達して後期高齢者医療制度に加入することによって、国民健康保険に加入することになった被扶養者

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0177、42-0152

令和元年度 庄内町職員採用試験受験案内

●試験区分および受験資格：

試験区分	受験資格	採用予定者数	
行政	上級 (大学卒業程度)	次の①または②いずれかに該当する方 ①平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 ②平成10年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業した方または令和2年3月31日までに卒業見込みの方	若干名
	社会人	次の①および②いずれにも該当する方 ①昭和59年4月2日以降に生まれた方 ②社会人としての職務経験が、同一組織において2年以上ある方	
	初級 (高校卒業程度)	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、高校を卒業した方または令和2年3月31日までに卒業見込みの方(ただし、大学(短期大学を除く)を卒業した方または令和2年3月31日までに卒業見込みの方は受験できません)	
保健師	中級 (短大卒業程度)	平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方または令和2年3月31日までに免許を取得見込みの方	若干名
土木技師	上級(大学卒業程度)	上級(大学卒業程度) 行政に同じ	若干名
	社会人	次の①および②いずれにも該当する方 ①昭和59年4月2日以降に生まれた方 ②土木技師としての民間企業等(地方公共団体等を含む)における職務経験が、通算して3年以上ある方	
	初級(高校卒業程度)	初級(高校卒業程度) 行政に同じ	

※「大学」とは、学校教育法による大学(短期大学を除く)をいいます。

※上記いずれの試験も日本国籍を有しない方、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

●受験申込：

受付期間：7/16(火)～8/9(金) 8:30～17:15 ※土日を除く。郵送の場合8月9日の消印有効。

●第一次試験：

(1)期日：9/22(日) (2)会場：狩川公民館

(3)試験科目等：

【全試験区分共通】 教養試験、職場適応性検査

【上級行政、中級保健師、上級土木技師、社会人土木技師、初級土木技師】 専門試験

※社会人行政、初級行政は専門試験はありません。

(4)合格発表：10月上旬

※その他詳細については、町HPおよび受験申込書でご確認ください。

●第二次試験(第一次試験合格者が対象)：

(1)期日：10/30(水) (予定)

(2)試験科目：①集団討論 ②面接試験 ③作文試験

(3)合格発表：11月上旬

●受験申込書の請求先：

(1)総務課総務係、役場総合案内、立川総合支所総合支所係、清川出張所、立谷出張所

(2)郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験(〇〇)受験申込書請求」((〇〇)には試験区分を記載してください)と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、庄内町役場総務課総務係(〒999-7781庄内町余目字町132番地1)へ送付してください。

(3)町HPからもダウンロードできます。※ただし、インターネットによる申込みはできません。

■問・申込み：総務課総務係 ☎0234-42-0128